

遺産分割から相続税を考える

税制委員 小林誉光 (税理士)

ご存じのとおり、平成27年より相続税法が改正になります。
多くの会員の方が相続税の節税対策のことに興味を持たれていると思います。
今回は、「遺産を分ける」という観点から、相続そして相続税について考えてみたいと思います。

1 | 未分割のままだと適用できない相続税の軽減措置

相続税の申告期限および納付期限は、「被相続人が死亡したことを知った日の翌日から10か月以内」と規定されています。つまり、通常は「被相続人の死亡日の翌日から10か月以内」です。基礎控除額を超える一定以上の課税財産をお持ちの方は、このときまでに申告・納付する必要があります。

万が一、この日までに遺産の分割を確定できない場合は、いったん未分割の状態で「法定相続分に従って分割した」と仮定して相続税の計算をおこない、未分割のまま相続税の申告・納付をおこないます。

実は、この未分割の状態だと「次の二つの相続税の軽減措置」の適用が受けられないのです。

(1) 小規模宅地等の課税価格の特例

被相続人等の自宅や事業用の敷地の評価について、一定の要件を満たすと当該土地の大幅な減額を受けられます。

(2) 配偶者の税額軽減の特例

配偶者取得の財産について、「法定相続分」又は「1億6000万円」のいずれか大きい方まで相続税がかかりません。

この二つは、相続税の負担を大幅に減額できるものですので、未分割で申告の際には税負担が大幅に増額することになります。(これらの軽減措置は、後日に分割確定後、「修正申告」や「更正の請求」をする際には一定の要件のもとで適用できます)

2 | 相続対策と分割は反比例の関係

(1) 一般的な相続対策について

相続税対策としては、①「非課税財産の活用」(一定額までの受取保険金の非課税、仏具などの非課税財産の保有)や、②「養子縁組による基礎控除の増額」(養子縁組について、相続税法上は人数に一定の制限あり)のほかに、③「遺産総額の減額」が考えられます。

③「遺産総額の減額」については、(イ)贈与税の活用による方法(一般の暦年贈与、住宅資金の贈与、教育資金の贈与など)のほか(ロ)遺産の評価額を減少する方法(アパート建設など)があります。

お手持ちの現金や借入金により投資不動産を建設し、アパート・マンション経営をすることは、資産の評価を下げるのが可能であり、借入により取得した場合には、アパートなどの評価額(土地・建物)と借入金の債務控除との差額を相続税の減額が可能です。(不動産の購入は、長期にわたる収支計画を検討し慎重におこなってください)

(2) 遺産分割と反比例の関係

遺産が現金のみであれば「分割するのは簡単」ですが、不動産などは現金に比べて、(遺産の評価額が下がりますが)「分割するのが難しい」財産となります。

また、相続税は原則「現金納付」となりますので、ご注意ください。

① 不動産の共有

不動産を分割する場合、「持ち分の共有」という分割が行われるケースがありますが、不動産の共有は、相続人のどちらかが売却したくてもできないケースや、孫などの「さらに後の世代」が相続する際に、「共有者の人数が増加」する可能性があり、さらに売却や処分が困難になるケースがあります。

② 法人所有の不動産

同様に、所有不動産を法人へ譲渡し法人所有にした場合、相続税は「(被相続人が所有していた)法人の株式」に対して課税されますが、法人所有の不動産には課税されません(ただし、個人から法人への譲渡の際、譲渡所得にかかる所得税が課税される可能性があります)。このような場合も、法人所有の株式の相続について「共有」した場合には、将来的に法人所有の不動産について売却や処分が困難となる可能性がありますので注意が必要です。

(3) 遺言の作成と保険の活用

① 遺言のすすめ

上記のとおり、相続税の軽減措置の適用を受けるためには、申告・納付期限までの分割済みであることが要件です。不動産を所有している場合において、(相続人が複数いる場合は)どの財産を誰に相続させるかを事前に決定して「遺言」を作成しておくことがお勧めです。家庭裁判所の検認が必要となる「自筆証書遺言」よりも、公証人役場で作成する「公正証書遺言」がおすすめです。

遺言が存在することは、「争族」を避けることができるだけでなく、「相続財産の的確な把握」に繋がります。税務署に申告漏れを指摘されると余分な税負担となるため、この遺言の作成は「相続税対策のひとつ」と考えるべきなのです。

② 保険の活用

不動産を共有せずに相続させるためには、他の相続人に不動産と同じ価値の財産を相続させる必要があります。不動産が複数ある場合でも、評価額は違いますので分割を決めるのはなかなか大変です。

そこで保険を活用し、不動産を取得しない相続人を保険の受取人にするすることで、平等な分割をおこなうことができます(代償分割)。

この分割方法は、事業承継などで後継者ひとりに株を相続させる場合も有効です。

(4) 専門家の活用

いざ、遺言書を作成しようと思っても、なかなか遺産分割の話を家族だけで決めるのは難しいと思います。まず、その話自体を持ち出すのが難しい、、、そして財産の全体を把握するのが難しい、、、そして結局、先延ばししてしまうのではないのでしょうか？

そこで、税理士や弁護士などの専門家の活用をおすすめします。専門家が同席することで、話がスムーズになりますし、事前の相続対策の相談も可能になります。

一般的に専門家は、問題が発生してから依頼するより、事前に相談する方が安いコストで最大のベネフィットを得ることができます。

第31回 法人会全国大会（栃木大会）参加のご報告

平成26年10月16日、栃木県総合文化センター（宇都宮）に全国の法人会の代表約2000人が集い、法人会全国大会が開催されました。荻窪法人会からは小竹会長をはじめ8名が参加しました。

式典に先立ち、テレビでおなじみの杉尾秀哉氏による記念講演が行われました。

式典では、公益財団法人全国法人会総連合 池田弘一会長による主催者挨拶、林信光国税庁長官をはじめとする来賓祝辞、各種功労者への表彰状贈呈のあと、「平成27年度税制改正に関する提言（税制改正要望）」が発表されました。その後、松戸法人会青年部会による「税金は何故必要なのか」「日本の良いところを実感してほしい」「将来社会を支える大人になってほしい」とのテーマに沿って青年部の熱意と創意工夫に満ちた「落語で楽しく聞かせる租税教育」の報告が行われました。そして最後に、『経済の自立的な好循環構造を構築するための実効性のある成長戦略の重要性、持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化の両立の必然性、その前提として行政改革の徹底。また、地域経済と雇用の担い手である中小企業の厳しい状況、その活性化。半世紀を超える歴史を通じ健全な納税者の団体として納税意識の高揚に努めてきたわれわれ法人会として、「平成27年度税制改正に関する提言」の実現を強く求めるとする』と大会宣言を採択し、閉会となりました。



1 | 記念講演会について

講師：TBSテレビ報道局 解説・専門記者室長 杉尾秀哉氏

演題：「日本の行方 ～政治と経済の現状分析と展望」

杉尾先生の話はとてもわかりやすく、内容の充実した講演でした。



(1) 第二次安倍政権誕生と課題

～誕生の舞台裏と政権の「5つの課題」～

「消費税」「原発再稼働」「TPP」「集団的自衛権」「拉致問題」

(2) 回復しない日本経済と消費税10%引き上げ&法人税率の引き下げ

円安でも「増えない輸出」と「増えない設備投資」のなか消費税10%の導入または延期のシナリオ

(3) 中間層・富裕層の増大するアジア市場の取り込み

～テレビの失敗と自動車の成功～

(4) 日本は「課題先進国」超高齢社会をクリアすれば日本の将来は暗くない

「Agile（機敏さ）」で問題を解決してきた日本人（戦後復興、公害問題、オイルショック）

「Agileの失敗」TV産業の成功体験デジタル時代への転換対応の遅れ

「Agile」で超高齢社会を乗り切れ

(5) 労働者人口の減少と女性・高齢者の労働力

(6) 日本の強さを見直そう

「成長するアジアの中の日本」、「高度な技術力（インフラ・環境など）」、「ソフトパワーは貴重な資源」

2 | 平成27年度税制改正に関する提言(要約)

平成27年度の税制改正に関する提言は、次の5項目の提言をおこないました。

(1) 社会保障と税の一体改革と今後のあり方

- 年金、医療、介護、生活保護、少子化対策などの社会保障制度は高齢化社会の急進展により給付の急速な増大が不可避となり、改革は急を要する。給付の「重点化・効率化」を図り、企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しない制度の確立が求められる。
- 消費税引き上げに伴う応急処置 … 景気に十分な配慮と、よりきめ細かな価格転嫁対策が求められる。
- 財政健全化に向けて … 聖域なき歳出削減の着実な実行
- 行政改革の徹底 … 「まず隗より始めよ」の精神に基づく「行革の徹底」を改めて想起する必要がある。
- 共通番号制度について … 国民の利便性、制度内容の周知、プライバシー保護の必要性和適切な運用の担保。コスト意識も重要
- 今後の税制改革のあり方
 - 国際間の経済取引の増大、多様化
 - 経済の持続的成長と雇用の創出
 - 少子高齢化や人口減少社会の急進展
 - グローバル競争とそれがもたらす所得格差などの経済社会の構造変化
 - これらにどう対処するか、税制全体を根本的に見直していくことが課題

(2) 経済活性化と中小企業対策

- 法人税率の引下げ
- 中小企業の活性化に資する税制処置
- 事業承継税制の拡充

(3) 国と地方のあり方 (4) 震災復興 (5) 納税環境整備と租税教育の充実

3 | 税目別の具体的課題

法人税関係

1. 役員給与の損金算入の拡充

所得税関係

1. 所得税のあり方
 - (1) 基幹税としての財源調達機能の回復
 - (2) 各種控除制度の見直し
 - (3) 個人住民税の均等割は、応益負担原則の観点から適正水準とすべき
2. 少子化対策

相続税・贈与税関係

1. 相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない
2. 贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべき
 - (1) 贈与税の基礎控除の引き上げ
 - (2) 相続時精算課税制度の特別控除額(2500万円)の引き上げ

地方税関係

1. 固定資産税の抜本的見直し
2. 事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止する
3. 住民税の超過課税は法人に対して安易に課すべきではない
4. 法定外目的税は税収確保のために法人に対して安易に課すべきではない

その他

1. 配当に対する二重課税の見直し
2. 電子申告の推進について

平成27年度税制改正スローガン

「まだ道半ば。国・地方とも聖域なき行財政改革の推進を！」

「厳しい経営実態を踏まえ、中小企業の活性化を図る税制を！」

「法人の実効税率を20%台に引き下げ、軽減税率も15%の本則化とする見直しを！」

「本格的な事業承継税制を確立し、地域経済を支える中小企業に配慮を！」